内閣衆質一六六第八〇号

平成十九年三月二日

内閣総理大臣 安 倍 晋三

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する質問に対する

答弁書

一について

国益とは、一般に、国家の利益を意味するものと承知している。

二について

国策とは、一般に、国家の政策を意味するものと承知している。

三について

政府としては、 北方四島は我が国固有の領土であり、 北方四島の帰属の問題を解決して、 ロシア連邦と

の間で平和条約を締結するという方針である。

四について

政府としては、竹島は我が国固有の領土であり、 竹島の領有権の問題の平和的な解決を図るため粘り強

い外交努力を行っていくという方針である。

五について

_-

外務省としては、 北方領土問題に関する我が国国民の認識を深めることを目的として、 「われらの北方

領土」を発行してきている。

六について

外務省において竹島問題を担当している主な課は、アジア大洋州局北東アジア課である。現在の北東ア

ジア課長の氏名は外務省ホームページの外務省幹部職員名簿に記載されている。

七について

「不作為によって国益を侵害している」の意味が明らかではないことから、外務省としてお答えするこ

とは困難である。

八について

外務省としては、 御指摘の方法も含め、 竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、 問題の平

和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討している。